

平成 25 年 4 月 30 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る上場制度上の対応を行います、概要は次のとおりです。

「会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る上場制度上の対応について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 25 年 5 月 30 日（木）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 25 年 5 月 30 日（木）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 25 年 5 月 30 日（木）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る上場制度上の対応について

平成25年 4月30日
証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<p>先般、一部の上場会社において、自社のウェブサイト等に会社情報を掲載するにあたり、正式な公表予定時刻より前に容易に外部から閲覧できる状態で自社ウェブサーバ内の「公開ディレクトリ」に当該情報を保存していた事例が存在することが明らかとなりました。</p> <p>そこで、本所では、本年4月5日付で全国証券取引所の連名により公表した「会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る対応について」に掲げた方針に基づき、同様の事例の再発を防止するための上場制度上の対応を行います。</p>	
II. 概要 公表予定時刻より前の自社のウェブサイト等における会社情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社は、適時開示が求められる会社情報について自社のウェブサイト等の公開ディレクトリに保存するときは、TDnetによる当該会社情報の開示後に行うか、又は公表予定時刻よりも前においてパスワード管理等のアクセス制限を行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該規定は会社情報の適時開示等に関する手続きの一部として追加するものとし、これに違反した場合には、その影響の程度や改善の必要性に応じて、上場規則に基づく実効性確保措置（改善報告書の提出及びその旨の公表など）の対象となります。 株券以外の商品の発行者等が行う適時開示についても改正規定を準用します。
III 実施時期（予定）	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年6月下旬を目途に実施します。 	

以 上

会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る対応の進捗状況について

平成25年4月30日
全国証券取引所株式会社東京証券取引所
株式会社大阪証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
証券会員制法人福岡証券取引所
証券会員制法人札幌証券取引所

本年4月5日付で公表した「会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る対応について」に掲げた各種の取組み[※]の進捗状況は次のとおりです。

取組み事項	進捗状況	備考
1. 金融庁との連名による「法定開示書類及び適時開示事項を自社ウェブサイト等に掲載する場合の留意事項について」の上場会社通知	本年4月5日付で全上場会社の代表者あてに通知済み。 【完了】	
2. 既上場会社に対する実務運用状況の報告の請求	本年4月8日以降、会社情報の適時開示の都度実施。【実施中（本年6月末まで継続予定）】 ※報告対象となった開示件数は、延べ69件（平成25年4月26日開示分まで）。いずれも一斉点検時に申告された改善に係る対応が実施されていることを確認済み。	一斉点検に際して、会社情報を自社ウェブサイト等に掲載するにあたり、公表予定時刻より前に当該情報をアクセス制限等の情報セキュリティ措置を付さずに公開ディレクトリに保存する運用となっていたと回答した上場会社（計109社）を対象に報告を請求。
3. 新規上場申請者に対する実務運用状況の確認	本年4月5日以降の新規上場申請者から実施。【実施中】	本年7月を目途に各証券取引所が作成する新規上場に係る手引書等において、新規上場審査時における取扱いを明示予定。
4. 会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る上場規則の改正	制度改正要綱のパブリックコメント手続きを開始。【パブリックコメント期間は本年5月30日（木）まで】	本年6月下旬を目途に改正規則を施行予定。

以上

※ 個々の取組み内容の詳細につきましては、各証券取引所のホームページをご参照ください。